

## 事後審査型一般競争入札公告共通事項＜簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）＞

### 1 入札に参加する者に必要な資格

今治市建設工事等電子入札運用基準(以下「電子入札運用基準」という。)に定義する電子入札システムに利用者登録を行い、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、当該工事に関する簡易型総合評価に係る資料の事前提出を行った者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 公告日から落札決定の間において、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分又は今治市建設工事指名停止措置要綱(平成 17 年今治市要綱第 18 号)に基づく指名停止措置を受けている期間がない者。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。  
(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続に基づく競争入札参加資格の認定確認を受けた者を除く。)
- (4) 今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱(平成 17 年今治市要綱第 92 号)に基づき一般競争(指名競争)入札参加資格者として登録されている者。
- (5) 今治市暴力団排除条例(平成 22 年今治市条例第 50 号)第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者。
- (6) 開札日から起算して過去 2 年間に竣工した本市発注の工事のうち、事後審査型一般競争入札公告個別事項(以下「個別事項」という。)の表中「許可業種」に掲げる業種に係る工事で、65 点未満の工事成績評定点を受けていない者。
- (7) 個別事項の表中「許可業種」に掲げる業種について、法第 3 条第 1 項の規定による個別事項の表中「許可区分」に掲げる区分の許可を受けている者であり、かつ、個別事項の表中「本店、支店、営業所等所在地」に掲げる地域に、個別事項の表中「本店、支店、営業所等区分」に掲げる本店等(許可を受けているものに限る。)を有する者。
- (8) 法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営事項審査(その審査の基準日が開札日から起算して過去 1 年 7 月以内であるもののうち、直近のものに限る。)の結果通知書の総合評定値が、個別事項の表中「建設工事の種別」に掲げる種別において、個別事項の表中「総合評定値(経審)」に掲げる点数以上の者。
- (9) 個別事項の表中「格付業種」に掲げる業種について、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱に基づく格付が、個別事項の表中「格付等級」及び「その他(格付)」に掲げる要件を満たす者。
- (10) 開札日から起算して過去 15 年間に、個別事項の表中「工事の種類等」に掲げる施工実績を有する者。(共同企業体の構成員としての実績は、個別事項の表中「出資比率等」に掲げる比率以上の場合のものに限る。)
- (11) 公告日から入札書受付期間終了までの間において、今治市建設工事低価格入札者排除措置要領(平成 27 年今治市要領)に基づく排除措置を受けている期間がない者。

- (12) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係(親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。))と子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。)又は人的関係(一方の会社の役員が、他方の会社の役員、又は管財人を現に兼ねている場合。)がない者。
- (13) 簡易型総合評価に係る施工実績等が適正であること。

## 2 簡易型総合評価にかかる書類の事前提出について

- (1) この入札に参加を希望する者は、事前に入札説明書に定める簡易型総合評価にかかる書類(以下「総合評価事前提出書類」という。)を提出しなければならない。なお、一旦提出された書類は返却しない。
- (2) (1)の総合評価事前提出書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。
- (3) 総合評価事前提出書類の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間
- 総合評価事前提出書類の提出時期は、個別事項の表中「簡易型総合評価に係る資料の提出期間」に掲げる期間中とする。
- イ 提出方法
- 電子入札システムにより、入札書と併せて提出するものとする。
- (4) 事前確認の日時は、個別事項の表中「簡易型総合評価に係る事前確認の日時」に掲げる日時とする。
- (5) 事前確認は、(3)アの期間内に(1)の総合評価事前提出書類が提出されているかどうかを確認する。

## 3 簡易型総合評価落札方式(簡易実績型)に関する事項

- (1) 評価項目
- この公告の工事の簡易型総合評価における評価項目は、今治市簡易型総合評価落札方式実施要領(平成19年今治市要領。以下「総合評価実施要領」という。)第5条第3項、別添「入札説明書」及び「評価項目等(簡易実績型)」に定めるとおりとする。
- (2) 評価方法
- ア 評価項目ごとの最低限の要件を満たす場合に100点の基礎点を、5点を満点とする入札参加者の各評価項目にかかる加算点を与える。ただし、低入札価格調査基準価格未満で応札した者は、基礎点から20点を減点する。
- イ アにより得られる基礎点及び加算点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)をもって評価を行う。
- ウ 各評価項目の留意事項及び配点等詳細は、入札説明書による。

#### 4 設計図書等の閲覧、質問及び回答について

(1) 設計図書等の閲覧

個別事項の表中「設計図書等の閲覧期間」に掲げる期間中、入札情報公開システムに掲載する。

(2) 設計図書等の質問

設計図書等の質問は、電子入札システムにより、個別事項の表中「設計図書等質問提出期間」に掲げる期間内に提出するものとする。また、今治市一般競争入札実施要領(平成17年今治市要領)に規定する設計図書等質問回答書(別記様式第3号)により、同期間内に文書持参又はファクシミリにて今治市総務部総務政策局契約課まで提出することもできるものとする。(ファクシミリの場合は、後日原本の提出は不要。)

(3) 設計図書等の質問に対する回答

設計図書等の質問に対する回答は、準備が出来次第公表するものとし、個別事項の表中「質問に対する回答の公表期間最終日」に掲げる日まで入札情報公開システムにより公表する。

#### 5 現場説明会

現場説明会は行わない。

#### 6 入札及び開札について

(1) 電子入札システムによる入札の期間

個別事項の表中「入札期間(入札書受付予定日時)」に掲げる期間とする。

(2) 開札の日時

個別事項の表中「開札日時(予定)」に掲げる日時とする。

(3) 開札の場所

今治市役所第1別館8階入札室

(4) 予定価格の公表

予定価格は、個別事項の表中「予定価格」に掲げる金額とする。(金額は、消費税及び地方消費税を除く。)

(5) 低入札価格調査について

本件入札は、今治市低入札価格調査実施要領(平成18年今治市要領)の規定による低入札価格調査(以下「低入札価格調査」という。)の対象とする。

(6) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及びくじ番号を入力の上、提出すること。ただし、電子入札運用基準の規定により紙入札を認められた場合は、紙媒体にて提出することができる。紙媒体での提出方法等は電子入札運用基準に定めるところによる。

(7) 入札方法等

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 今治市低入札価格調査実施要領第 3 条第 1 項に規定する調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で入札を行った者は、低入札価格調査を行うために必要な別途指定する資料を指定する期限までに持参して提出すること。指定する期限までに資料が提出できない場合、または当該調査に対応できない旨の申し出があった場合は、当該入札は失格とするので留意すること。

(8) 開札時の立ち会い

入札参加者で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

## 7 工事費内訳書

- (1) 入札に際し、入札書と同時に入札書に記載する入札金額と一致した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。
- (2) 工事費内訳書の合計金額は、端数処理は認めるが、値引きは認めないものとする。
- (3) 工事費内訳書の様式は、入札情報公開システムに掲載するものとする。

## 8 簡易型総合評価にかかる証明書類等の追加提出について

- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し評価項目の評価を行い、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行った者(以下「最高評価値入札者」という。)に対して、入札説明書に定める当該書類の内容を証する証明書类等(以下「総合評価追加資料」という。)の提出を求めるものとする。
- (2) 提出時期は、個別事項の表中「入札参加資格確認申請書類及び簡易型総合評価に係る追加資料の提出期間(参加申請書等受付日時)」に掲げる期間中とする。
- (3) 提出資料、提出方法及び提出場所は入札説明書に記載したとおりとする。
- (4) 本件入札が低入札価格調査対象となったときは、最高評価値入札者以外の入札参加者に対しても、総合評価追加資料の提出を求めることがある。

## 9 入札参加資格申請(事後審査)にかかる書類の提出について

- (1) 開札後、本件入札における入札参加資格の審査を行うため、最高評価値入札者に対して、総合評価追加資料のほか、(3)に掲げる書類(以下「入札参加申請書類」という。)の提出を求めるものとする。ただし、総合評価追加資料と重複する書類は、提出を省略することができる。
- (2) 本件入札が低入札価格調査対象となったとき、または最高評価値入札者が入札参加資格要件を満たしていないと認められるときは、最高評価値入札者以外の入札参加者に対しても、入札参加資格申請書類の提出を求めることがある。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式第1号)
- イ 一般競争入札参加資格等確認資料(添付書類を含む。)
- ウ 個別事項の表中「その他」に掲げる資料等
- エ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

(4) 提出時期及び提出方法

個別事項の表中「入札参加資格確認申請書類及び簡易型総合評価に係る追加資料の提出期間(参加申請書等受付日時)」に掲げる期間中、電子入札システムにより提出すること。

## 10 落札者の決定方法

- (1) 開札後、最高評価値入札者から提出された総合評価追加資料及び入札参加申請書類の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、最高評価値入札者以外の入札参加者の審査を省略し、最高評価値入札者を落札者として決定して審査を終了する。
- (2) 最高評価値入札者が2人以上いる場合で、当該入札者の入札価格が同価格であるときは、当該入札者に通知のうえ電子くじにより落札者を決定し、入札価格が同価格でないときは、別途指定する日時に指定する場所で、紙によるくじを実施して落札者を決定するものとする。
- (3) 最高評価値入札者が、入札参加資格を満たしていないため無効となったとき、低入札価格調査により失格となったとき、または総合評価追加資料の審査により評価値を修正したことにより最高評価値入札者でなくなったときは、次順位者に対し審査を行い、これ以降落札者が決定するまで同様の手続を行うものとする。
- (4) 最高評価値入札者が行った入札が低入札価格調査の対象者であるときは、上記(1)の審査のほか、低入札価格調査を行ったうえで落札者を決定するものとする。最高評価値入札者が調査の結果失格となったとき、次順位者が低入札価格調査の対象者であるときも同様の手続を行うものとする。
- (5) 入札参加者の評価値については、採点后速やかに通知することとし、疑義がある場合は、個別事項の表中「総合評価値についての疑義照会期間」に掲げる期間に疑義照会できるものとする。
- (6) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者の決定の通知を行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者に対しては次に掲げるところによるものとする。
  - ア 紙入札方式による入札参加者が落札者であるときは、当該落札者に対してファクシミリにより落札者決定の通知を行う。

イ 紙入札方式による入札参加者が落札者以外であるときは、入札情報公開システムに入札結果を公表することをもって落札者決定の通知に代える。

- (7) 低入札価格調査の対象者となった者が、調査の結果失格となったとき、または入札参加資格を満たしてないとき、若しくは入札手続に不備があり無効となったときは、速やかにその者に対し通知を行うものとする。

## 11 評価値の疑義照会について

- (1) 入札参加者の評価値については、採点後速やかに通知することとし、疑義がある場合は、個別事項の表中「総合評価値についての疑義照会期間」に掲げる期間に疑義照会できるものとする。
- (2) 疑義照会を行おうとするときは、「評価値の疑義について(照会)(様式第9号)」を今治市総務部総務政策局契約課に提出すること。
- (3) 評価値について、入札が無効または失格となった者に対しては通知しない。
- (4) 疑義照会については、提出した資料に基づき自ら算出した評価点にかかる疑義のみ受け付け、事前資料の記載ミスに起因する相違に関する疑義は一切受け付けない。
- (5) 疑義照会により評価値を修正したときは、当該入札者に対し速やかに再度通知する。
- (6) 疑義照会による評価値の修正は、上記(1)による疑義照会の期間のみとし、それ以降は行わない。

## 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金については、免除するものとする。
- (2) 契約保証金については、契約金額の10分の1以上とする。ただし、有価証券の提供又は前払保証事業会社若しくは金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険証券を寄託し、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、低入札価格調査に係る契約にあっては、契約金額の10分の3以上とする。

## 13 支払の条件

- (1) 前金払  
有 個別事項の表中「前金払」に掲げる金額を請求することができる。
- (2) 中間前金払  
有 個別事項の表中「前金払」に掲げる金額を請求することができる。ただし、部分払の支払いを受けた場合は、中間前金払を請求することはできない。
- (3) 部分払  
有 個別事項の表中「部分払」に掲げる内容で請求することができる。ただし、中間前金払の支払いを受けた場合は、部分払を請求することはできない。

## 14 入札の無効等

入札参加資格のない者がした入札、総合評価追加資料及び入札参加申請書類に虚偽の記載を行った者がした入札並びに今治市契約規則(平成 17 年今治市規則第 63 号)、今治市一般競争入札実施要領、今治市建設工事等電子入札運用基準、総合評価実施要領及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 15 配置予定技術者等

- (1) 建設業法及び「今治市が発注する工事にかかる現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて」に基づき、現場代理人及び、監理技術者又は主任技術者を配置すること。ただし、開札日から起算して過去 2 年間に竣工した本市発注の工事のうち、個別事項の表中「許可業種」に掲げる業種に係る工事で、工事成績評定点が 65 点未満の工事に従事した現場代理人及び、監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。
- (2) 低入札価格調査対象者が落札者となった場合は、今治市低入札価格調査実施要領第 15 条第 1 項第 3 号に基づき監理技術者又は主任技術者を配置すること。

## 16 契約書作成の要否

要

## 17 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が「1 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

## 18 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、今治市契約規則、その他市の規定、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 19 その他

- (1) 詳細は入札説明書により定めることとし、本公告及び入札説明書に定めのない事項については、今治市契約規則、今治市一般競争入札実施要領、電子入札運用基準及び総合評価実施要領等の規定によるものとする。
- (2) 消費税率については、引渡し時点における消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

## 20 問合せ先

愛媛県今治市別宮町一丁目 4 番地 1 今治市庁舎第 2 別館 7 階

今治市総務部総務政策局契約課工事契約係 TEL (0898)36-1559 FAX (0898)32-5284